

岡山県公報

発行 岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

○ 落札者等の決定

警察本部会計課

【告 示】

○平成二十九年 度自衛官第七次募集（自衛官候補生）

危機管理課

○優良図書の推奨

男女共同参画青少

○ 有害図書 の 指定

"

○ 特定施設の設置許可申請

環境管理課

○ 保安林の解除予定

治山課

○
〃

"

【公 告】

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

○ 国土調査の成果の認証

中山間・地域振興

○ 土地改良区役員の退任届

耕地課

○ 県営土地改良事業計画の縦覧

"

○ 県営土地改良事業の工事完了

"

○ 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞

水産課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

平成30年2月9日 岡山県公報 第11963号

◎岡山県告示第五十七号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成二十九年度募集の要領は、次のとおりである。

平成三十年二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生（男子に限る。）

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないもの

三 受付期間

平成三十年二月十三日から同年三月八日まで

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

平成三十年三月十日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定時期

平成三十年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協

力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所に問い合わせる
こと。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六―二二一―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六―四二二―七三三八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六―二二一―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六―二二四―二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第五十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成三十年二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	発 行 所	対 象
1	さわれるまなべるさむいくにのどうぶつ	エミリ・マロンダン ジュリ・メルスイエ 松 永 り え 翻訳 デヴ・ペティ	パイインターナショナル	幼 児
2	オレ、カエルやめるや	マイク・ボルト 小 林 賢太郎 訳	マイクロマガジン社	”
3	ツトムとねこのひのようじん	にしかわ おさむ 文・絵	小 峰 書 店	小学生（低）
4	たんけん絵本 種子島ロケット打ち上げ	濱 美由紀 作・絵	小 学 館	” （中）
5	図書館にいたユニコーン	マイケル・モーパージュ 作 ゲーリー・フライズ 絵 おびか ゆうこ 訳	徳 間 書 店	” （中）
6	髪がっつなぐ物語	別 司 芳 子 著	文 研 出 版	” （高）
7	ぼくはO・C・ダニエル	ウエスリー・キンズ 作 大 西 味 訳	鈴 木 出 版	中 学 生
8	よく考えて！説明のトリック	情報・ニセ科学（縮刷版） 曾 木 誠 監修 市 村 均 文 伊 東 浩 司 絵	岩 崎 書 店	中 学 生

◎岡山県告示第五十九号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成三十年二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	種別	名 称	発行者等
1	雑 誌	いけない芸能界 新春超淫タワー 解禁SP	ダイアプレス
2	月 刊 誌	実話ナックルズ 月刊2月号	ミリオソ出版
3	”	C h é r i + （ジュリアス） 1月号	新 書 館
4	”	恋愛天国（ペラダイス） 3月号	竹 書 房

◎岡山県告示第六十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 美作市

住 所 美作市栄町38－2

氏 名 美作市長 萩原 誠司

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 大芦高原国際交流の村

所在地 美作市上山1735－1 他

平成30年2月9日 岡山県公報 第11963号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		変 更 前		変 更 後		廃 止	
種 類		66の3ーロ 旅館業の用に供する洗濯施設 (世界のバンガロー棟洗濯機17㉓(日本館), 18㉓(フランス館), 19㉓(イタリア館), 20㉓(イギリス館))		66の3ーロ 旅館業の用に供する洗濯施設 (新バンガロー棟洗濯機11㉓(トルコ館), 12㉓(ハンガリー館), 13㉓(スペイン館), 14㉓(デンマーク館), 15㉓(オーストラリア館))		66の3ーイ 旅館業の用に供するちゅう房施設 (厨房施設A)		66の3ーイ 旅館業の用に供するちゅう房施設 (厨房施設A)		66の3ーイ 旅館業の用に供するちゅう房施設 (世界のバンガロー棟ちゅう房16①(ドイツ館))	
能 力		17㉓, 18㉓: 5 k g / 回 19㉓, 20㉓: 6 k g / 回		11㉓~14㉓: 5 k g / 回 15㉓: 6 k g / 回		132食 / 日		同左		24食 / 日 × 1 基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		平成30年4月1日		同左		—		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成30年4月30日		同左		—		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		同左		—		許可後直ちに		—	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続3時間		同左		休止		断続14時間(6～20時)		断続3時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ / 日)	0.44	0.88	0.52	1.04	0.0	2.76	3.59	4.14	0.64	0.9
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	同左		5.8～8.6	5.8～8.6	同左		同左	
	B O D (mg / L)	100	120			320	400				
	C O D (mg / L)	100	120			240	300				
	S S (mg / L)	120	150			240	300				
	油 分 (mg / L)	5	10			32	40				
	T - N (mg / L)	10	20			32	40				
	T - P (mg / L)	3	5			6	8				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年2月9日 岡山県公報 第11963号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		合併処理浄化槽				同左			
種 類 及 び 型 式		し尿処理施設，合併処理				同左			
構 造		処理槽：FRP製 機械室：RC造				同左			
主 要 寸 法		処理槽：W6.30m×L25.43m×H3.44m 機械室：W3.36m×L5.76m×H2.50m				同左			
能 力		880人槽，165m ³ /日				同左			
処 理 の 方 法		凝集剤添加膜分離活性汚泥方式				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	122.6	165.0	122.6	165.0	同左			
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6				
	B O D (mg/L)	128	160	10	20				
	C O D (mg/L)	88	110	10	20				
	S S (mg/L)	160	200	5	10				
	油 分 (mg/L)	20	25	3	5				
	T－N (mg/L)	40	50	20	30				
	T－P (mg/L)	4	5	1	2				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	3,000以下	3,000				

(5) 排水口に関する事項 変更なし

平成30年2月9日 岡山県公報 第11963号

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年2月9日から同年3月2日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び美作市役所

◎岡山県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年二月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市児島由加字長谷三二三五の五、三二七〇の四、三二七〇の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年二月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市児島由加字長谷三二三五の四、三二七〇の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔五一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成三十年二月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年一月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人多次元線量計測学会

三 代表者の氏名

桑野 忠雄

四 主たる事務所の所在地

岡山市北区平野八二九番地一 六〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、多次元での放射線の計測・評価および放射線被ばく低減のための調査・研究事業ならびに医療従事者、教育者、学生、及び広く一般市民に対して普及・啓発事業を行い、線量計測技術及び放射線防護の発展に寄与することを目的とする。

〔五二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年一月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あいあいの杜

三 代表者の氏名

田淵 雅子

四 主たる事務所の所在地

瀬戸内市牛窓町鹿忍四四五番一

五 定款に記載された目的

この法人は、両親の就労等で家庭では保育できない乳幼児を預かり、家庭や地域社会と充分に連携を図り、保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行い、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を促す保育を行う。また、乳幼児の保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的な役割や次世代育成の役割を担い、地域の乳幼児の福祉増進を図る。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

〔五三〕 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成三十年二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市	調査を行った者の名称
平成二十七年五月 、 平成二十九年三月	調査を行った期間
倉敷市 地籍図及び 地籍簿	成果の名称
水島海岸通 四丁目、水 島海岸通五 丁目、水島 中通四丁 目、水島西 通二丁目、 水島西通一 丁目の一 部、水島川 崎通一丁目 の一部	調査を行った地域
平成三十年一月三十一 日	認証年月日

〔五四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、
土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成三十年二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

明治土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

理事監

氏 名

住 所

事の別

三宅 将典

井原市芳井町片塚八六九―二

監 事

平成30年2月9日 岡山県公報 第11963号

〔五五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第五項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十年二月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池等整備 皿池大池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 皿池大池地区）計画書

三 縦覧の期間

平成三十年二月九日から同年三月二日まで

四 縦覧の場所

里庄町役場

〔五六〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成三十年二月九日

地区名

工種

岡山県知事

伊原木

隆 太

完了年月日

宮池

ため池

二九・一二・二五

平成30年2月9日 岡山県公報 第11963号

〔五七〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十八条第三項の規定による聴聞を行う。

平成三十年二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 聴聞を受ける者

岡山県倉敷市下津井吹上三四七番地 寺崎 健治

岡山県倉敷市玉島黒崎四八〇一番地一 魚谷 昌義

岡山県倉敷市児島赤崎三丁目二番四一 寺崎 新吾

香川県坂出市瀬居町一三六一番地 田村 穀一

岡山県倉敷市玉島黒崎四五一八番地 岡部 忠誠

岡山県笠岡市北木島町七九二四番地 奥野 安人

広島県福山市田尻町四三〇六番地 石岡 弘次

岡山県備前市日生町日生二一一三番地二 榎本 修

兵庫県たつの市御津町室津五七九番地 津田 俊彦

岡山県倉敷市亀山五五五番地六 藤九 育司

広島県福山市走島町四三七番地一 中井 年秀

二 期日

平成三十年二月二十日午前九時三十分から

三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁七階水産課分室

平成30年2月9日 岡山県公報 第11963号

〔五八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字西田一八四―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市三須一〇三九―一

松井 順一

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇八号

平成30年2月9日 岡山県公報 第11963号

〔五九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年二月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

BYODサービスに関する役務提供業務

二 契約期間

平成三十年三月一日から平成三十五年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成三十年一月十八日

五 落札者の氏名及び住所

楽天コミュニケーションズ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号 楽天クリムゾンハウス

六 落札金額

四六、二七三、六八〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、四二七、六八〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十九年十二月八日

平成30年2月9日 岡山県公報 第11963号

〔六〇〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年二月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

自動車保管場所証明電子化システム保守業務委託

二 契約期間

平成三十年二月一日から平成三十五年一月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部交通部交通規制課

岡山市北区内山下二丁目二番六号

四 落札者を決定した日

平成三十年一月十八日

五 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社

大阪府大阪市中央区馬場町三番一五号

六 落札金額

一月当たり一、七〇六、四〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一二六、四〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十九年十二月八日